

令和7年度埼玉県歯科医師国民健康保険組合業務案内

① 保険料について(月額)

(令和7年4月1日現在)

医療分 (事業主については、以下の保険料に収入割が合算されます。)

第1種	事業主	1人	8,000円	第2種	勤務医	1人	15,500円
	事業主以外	1人	15,500円		勤務医以外	1人	10,500円
	家族	1人	8,000円		家族	1人	8,000円

介護納付金分・・・(40歳～64歳)被保険者1人 5,800円

後期高齢者支援金等分・・・(0歳～74歳)被保険者1人 5,400円

※支援金等分:第2種組合員の勤務医を除く世帯に属する義務教育修了迄の者(15歳以下)には賦課しません。

収入割・・・前年1月より12月までの
社保・国保の診療報酬額に8/1,000
を乗じて、得た額(月額は1/12)
年間限度額 320,000円、年間下限額120,000円
※新規加入の2年度間の収入割は、
1人10,000円(月額)となります

個々の状況により、お手続き
いただく内容や書類が異
なりますので、詳細は組合に
お問い合わせください!

② 保険給付について

問い合わせ:埼玉県歯科医師国民健康保険組合 電話048-829-2325

給付の種類	給付の内容	手続書類	給付の種類	給付の内容	手続書類
療養の給付 ※法定どおり	○6歳に達する日以後 最初の3月31日以前 8割 ○69歳迄 7割	受診の際、窓口被 保険者証等を持参	移送費	病気やケガで移動困難な場合、医師の 指示により緊急に転院を必要としたと き(移送の目的である「療養」が保険 診療として適当であること)	移送費支給申請書 領収書 医師の意見書 患者輸送報告書
	○70歳以上(前期高齢者) ☆一般所得の方 8割 ☆現役並みの所得の方 7割			被保険者が出産したとき 500,000円 【妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産 を含む】	○直接支払制度の産科医療機 関での出産の場合、組合へ申 請いただく書類等はありません
療養費 時効:事実から2年 を超えると支給でき ません	①急病などやむを得ない理由で保 険診療を受けられなかったとき ②海外渡航中に診療を受けたとき (1年以上の滞在は不可) ③鍼・灸・マッサージの施術 ④治療用装具を装着したとき(医 師が必要と認めたとき) ⑤輸血をした時の生血代	療養費支給申請書 明細書及び領収書 ※医師から治療内容や金額 の証明を受領。帰国後日本 国内で保険診療の対象に なっているものに限り、支 給します。 ④医師の診断書(同意 書)及び領収書(原本)	出産育児一時金 時効:事実から2年を 超えると支給できま せん	★産科医療補償制度に加入してい ない分娩機関で出産や在胎週数22週未 満の場合は488,000円 ※資格喪失後の出産に対しては出 産育児一時金を支給できません	○受取代理制度の産科医療機 関での出産の場合、受取代理 用申請書と医師の証明が必要 ○直接支払制度を利用しない 場合、出産育児一時金支給申 請書、合意文書、領収書が必要
	①同一月内に同一医療機関で一部負担 金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間旧ただし書き所得 901万円超の方 252,600円+(医療費-842,000円) ×0.01 ※多数該当 140,100円 イ) 600～901万円以下の方 167,400円+(医療費-558,000円) ×0.01 ※多数該当 93,000円 ウ) 210～600万円以下の方 80,100円+(医療費-267,000円) ×0.01 ※多数該当 44,400円 エ) 210万円以下の方 57,600円 ※多数該当 44,400円 オ) 住民税非課税の方 35,400円 ※多数該当 24,600円 ②世帯合算 同一世帯で同一月に21,000 円以上の自己負担が複数ある場合自己負 担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著しく 高額になる特定疾病については、自己負 担限度額を超えた分を支給	高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得と は、前年の総所得及び山 林所得額並びに株式長期 (短期)譲渡所得金額等 の合計から基礎控除額 (43万円)を控除した額 ※ 多数該当 1年間に3回以上対象 となる場合4回目から の自己負担限度額 ③特定疾病認定申請書に 医師の証明を受け、組合 に申請します。 「特定疾病療養受療証」 を交付します	出産手当金 ※令和6年4月から 時効:事実から2年を 超えると支給できま せん	第1種、第2種組合員が産休したとき 1日につき2,000円 ※ただし、産前6週間、産後8週間の うち90日を限度とする。	出産手当金支給申請書 医師、助産師の証明又は母子 健康手帳の市町村証明欄のコ ピー 事業主による勤務状況の証明 ※資格取得後、継続して1年 経過した翌日から支給
高額療養費 (70歳未満の方) 【限度額適用認定 証】 について ※マイナ保険証を利用 すれば、限度額適用 認定証の事前申請 は不要 ※入院時や高額な支 払が生じる外来時に 限度額適用認定証を 提示することで、窓口 負担は自己負担限度 額までになります。 ※「外来診療」につい ても限度額適用認定 証の使用が可能です。 ※限度額認定証の交 付には、事前の申請 手続きが必要です。	①同一月内に同一医療機関で一部負担 金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間旧ただし書き所得 901万円超の方 252,600円+(医療費-842,000円) ×0.01 ※多数該当 140,100円 イ) 600～901万円以下の方 167,400円+(医療費-558,000円) ×0.01 ※多数該当 93,000円 ウ) 210～600万円以下の方 80,100円+(医療費-267,000円) ×0.01 ※多数該当 44,400円 エ) 210万円以下の方 57,600円 ※多数該当 44,400円 オ) 住民税非課税の方 35,400円 ※多数該当 24,600円 ②世帯合算 同一世帯で同一月に21,000 円以上の自己負担が複数ある場合自己負 担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著しく 高額になる特定疾病については、自己負 担限度額を超えた分を支給	高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得と は、前年の総所得及び山 林所得額並びに株式長期 (短期)譲渡所得金額等 の合計から基礎控除額 (43万円)を控除した額 ※ 多数該当 1年間に3回以上対象 となる場合4回目から の自己負担限度額 ③特定疾病認定申請書に 医師の証明を受け、組合 に申請します。 「特定疾病療養受療証」 を交付します	葬祭費 時効:事実から2年を 超えると支給できま せん	○第1種組合員 200,000円 ○上記以外の被保険者 100,000円	葬祭費支給申請書 死亡診断書又は 埋火葬許可書の写し 資格喪失届 被保険者証
	①同一月内に同一医療機関で一部負担 金を支払った場合の自己負担限度額 ア)年間旧ただし書き所得 901万円超の方 252,600円+(医療費-842,000円) ×0.01 ※多数該当 140,100円 イ) 600～901万円以下の方 167,400円+(医療費-558,000円) ×0.01 ※多数該当 93,000円 ウ) 210～600万円以下の方 80,100円+(医療費-267,000円) ×0.01 ※多数該当 44,400円 エ) 210万円以下の方 57,600円 ※多数該当 44,400円 オ) 住民税非課税の方 35,400円 ※多数該当 24,600円 ②世帯合算 同一世帯で同一月に21,000 円以上の自己負担が複数ある場合自己負 担限度額を超えた分を支給 ③治療が長期にわたり、自己負担が著しく 高額になる特定疾病については、自己負 担限度額を超えた分を支給	高額療養費支給申請書 領収書 所得を証する証明書 ※旧ただし書き所得と は、前年の総所得及び山 林所得額並びに株式長期 (短期)譲渡所得金額等 の合計から基礎控除額 (43万円)を控除した額 ※ 多数該当 1年間に3回以上対象 となる場合4回目から の自己負担限度額 ③特定疾病認定申請書に 医師の証明を受け、組合 に申請します。 「特定疾病療養受療証」 を交付します	傷病手当金 時効:事実から2年を 超えると支給できま せん	第1種、第2種組合員が傷病の療養 のため5日以上入院した場合1日目 から起算して支給 ○第1種組合員 1日につき8,000円 ○第2種組合員 1日につき3,000円 ※同一年度内60日限度とする	傷病手当金支給申請書 医師の証明 ※資格取得後6か月未満 の者には適用しない
歯科診療 (給付制限)	○第1種組合員とその家族 自家診療分は、請求できません 自家診療分以外は給付します		がん検診への補助 ※ 特定健診、節目を含む 脳・人間ドック、健康診断の オプションとして受診した場 合に限る	○子宮頸がん(内診及び頸部細胞診) ○乳がん(マンモグラフィまたは エコーのいずれか一方) ○肺がん(喀痰細胞診) 1項目につき4,000円まで ※がん検診単独の補助はしません。	がん検診補助金支給申請 書、領収書
	○第1種組合員とその家族 自家診療分は、請求できません 自家診療分以外は給付します			インフルエンザワクチン 接種への補助 出生により被保険者資格を取得した 希望する世帯に1年間配布	

③ 主な保健事業について

※人間ドックと健康診断の補助は同一年度に重複できません

事 項	補 助 金 (税込)	手続書類	事 項	補 助 金	手続書類
人間ドック への補助	第1種組合員1人 40,000円 第2種組合員1人 25,000円 上記以外の被保険者1人 20,000円	人間ドック・健康診断補 助金支給申請書 領収書	がん検診への補助 ※ 特定健診、節目を含む 脳・人間ドック、健康診断の オプションとして受診した場 合に限る	○子宮頸がん(内診及び頸部細胞診) ○乳がん(マンモグラフィまたは エコーのいずれか一方) ○肺がん(喀痰細胞診) 1項目につき4,000円まで ※がん検診単独の補助はしません。	がん検診補助金支給申請 書、領収書
	第1種組合員1人 5,000円 第2種組合員1人 4,000円 ※結核の検査のみでは健康診断と は認められません	※同一年度内に人間 ドックと健康診断の両方 を補助する事はできま せん。		インフルエンザワクチン 接種への補助 出生により被保険者資格を取得した 希望する世帯に1年間配布	
節目の人間ドック への補助 (該当者へ5月に案内)	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65 歳、70歳の節目を迎える年度は、通 常の補助に20,000円を加算して支 給	節目の人間ドック補助 金支給申請書 領収書	育児書 「赤ちゃん!」配布		購読申込書

④ 特定健康診査・特定保健指導について

対 象 者	費 用	特定健康診査の手続き	特定保健指導の手続き
40歳～74歳の被保険者(年度途 中で75歳に達する方も含みます)	基本項目と医師が必要と判断 した詳細項目については無料	6月頃に受診券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機関へ 予約⇒受診券、質問票、被保険者証を持って受診	11月頃に利用券が対象者の自宅へ郵送される⇒受診医療機 関へ予約⇒利用券、被保険者証を持って受診

⑤ 主な届け出必要事項

※ 当組合は、個人番号利用事務実施者として、番号法の規定に基づき、マイナンバーを利用・管理しています。

事 項	届 出 書 又 は 申 請 書	手 続	事 項	届 出 書 又 は 申 請 書	手 続
資格取得の手続き	資格取得届 (裏面にマイナンバーと世帯加入状況報告書) 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) マイナンバーカードの表裏のコピーまたは、通 知カードのコピーと運転免許証のコピーなど ※厚生年金保険適用事業所(医療法人等)の 場合は、「健康保険被保険者適用除外承認申 請書」も必要です	14日以内 厚生年金保険適用 事業所については年 金事務所へ、入社日 等から14日以内に手 続きが必要です	自宅住所・氏名の 変更手続き	氏名・自宅住所変更届 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内)	14日以内
			被保険者証等の再交 付の手続き(紛失や盗 難等にあった場合)	被保険者証等再交付申請書 世帯全員の住民票(発行日から3か月以内) ※盗難にあった場合は、警察に届け出てください	遅滞なく
資格喪失の手続き	資格喪失届、被保険者証等(喪失日から医療 機関は受診できません) 次に加した被保険者証等が交付されている場 合、その写しも必要です 葬祭費支給申請書(死亡診断書または、埋火 葬許可証の写し)	14日以内	就学のため世帯を離 れる場合の手続き	第116条該当届 在学証明書または、転居先の住民票他	遅滞なく
			交通事故にあつて、 やむを得ず被保険証 を使って医療機関を 受診する場合の手続 き	※交通事故に遭われた場合は必ず組合までご連絡 ください(示談をする前に!) 第三者の行為による被害届、交通事故証明書、事 故発生状況報告書、念書、誓約書(加害者)、同意 書(個人情報の取扱い) ※費用は、一時立て替えるだけで組合から後日、 加害者に請求する事になります	遅滞なく

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を利用できる方には資格情報通知書、利用できない方には資格確認書を交付しています。
住所変更や氏名変更の際には以前と同じく組合への手続きが必要です。